

「首都圏・関西圏等での継続的販路開拓業務」仕様書

1 委託事業の目的

首都圏・関西圏を中心に展開する百貨店、スーパー等に商流を持つ地域商社と連携し、百貨店等での食のフェアを開催することで、大都市圏の消費者に対して「みえの食」の魅力を発信します。

また、食のフェアの開催に合わせ、小売店バイヤーに対する「みえの食」のプロモーションを展開することで、県産食品の販路拡大を図ります。

2 事業主体

三重県

3 事業委託の内容

(1) 委託事業名

首都圏・関西圏等での継続的販路開拓業務

(2) 委託期間

契約日から令和5年3月24日まで

(3) 委託内容

「みえの食」の魅力発信とともに、首都圏・関西圏における販路を拡大するため、事業終了後も持続可能な体制を構築することを念頭に

- ・首都圏・関西圏等の小売店における「みえの食フェア」の開催
- ・商品の定番化に向けた小売店バイヤーへのプロモーションを実施します。

① 首都圏・関西圏等の「みえの食フェア」の実施

- (ア) 首都圏・関西圏等における「みえの食フェア」の企画、運営
- ・首都圏および関西圏を中心に展開する3小売店以上において、県産食品を販売するフェアを小売店と連携して実施すること。
 - ・フェアは、委託期間内に10ポイント以上のフェアを開催すること
(ポイントの考え方)

地下食品売り場等でのフェア（出店：5～10ブース）	1ポイント
地下催事場等でのフェア（出店：11～15ブース）	2ポイント
上階催事場等でのフェア（出店：16～25ブース）	3ポイント
上階催事場等でのフェア（出店：26ブース以上）	4ポイント

※原則として1ブース1社としてカウントする。ただし、後述する受託事業者による代理販売のブースについては複数社の商品で構成されていても1ブースとしてカウントする。

- ・開催するフェアは、首都圏（東京23区）の1小売店以上、関西圏（大阪市、京都市、神戸市のいずれか）の1小売店以上を含むこと
- ・フェアは、1店舗あたり3日以上実施すること
- ・新規事業者や小規模事業者がフェアに出品しやすいよう、各店舗での

- フェアにおいて、複数社の商品を集めた受託事業者による代理販売のブースを設けること
- ・ 広告宣伝においては、WEB、SNS、アプリ等や販促物（チラシ、ポスター等）の活用により広く消費者に周知すること
 - ・ 事業実施にあたっては、業種や施設の種別に応じた感染防止対策（ガイドライン）を十分に踏まえた対策を講じること

(イ) 食フェアで販売する商品の選定

- ・ 「みえの食」の魅力を掘り起こすため、商品の選定の際は、公募等により広く事業者・商品を集め、フェア開催の小売店バイヤーが参加する商談会等を実施しながら、商品を選定すること
- ・ 事業者の公募については、遅くともフェア開催の2ヵ月程度前には開始し、少なくとも2週間以上の期間を設けて公募すること

② 小売店バイヤーへのプロモーション

- ・ 食フェアに参加する事業者の商品及び受託事業者の販売スペースの商品について、小売店バイヤーに対し魅力発信に努めること
 - ・ 小売店と事業者の継続的な取引につなげるため、フェア開催の小売店バイヤーを招へいした生産者・事業者への訪問を実施すること
 - ・ 様々なプロモーションを実施することで、2商品以上の定番化商品の成約を実現すること
- ※定番化とは、小売店の店舗に常時取り扱われること、ECサイトで常時取り扱われること、お歳暮など季節のギフトに採用されること等とします

4 委託費及び経費等

委託料の範囲内で当該事業を行うものとします。
対象経費は、事業の実施に真に必要なものに限ります。

5 業務遂行体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）について書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とします。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出して下さい。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とします。

(3) その他

業務担当者及び作業員は、本県庁舎内等において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務従事者であることが証明できるものを携帯して下さい。

6 納品する成果品

以下の資料を令和5年3月24日（金）までに、中小企業・サービス産業振興課に紙媒体2部 及び 電子媒体（CD-ROM等）1式を提出してください。

- (1) 事業実施報告書（A4版・カラー）
- (2) 本業務において制作された資料等
- (3) その他、県が成果品として提出を求めるもの

7 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

8 委託料の支払方法及び支払時期

- (1) 委託料の支払は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとします。
- (2) 上記に関わらず、本業務を実施するにあたり必要がある場合は概算払いをすることができるものとします。

9 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

10 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 三重県に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

11 障がいを理由とする差別の解消の推進

受注者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとします。

12 その他

- (1) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守することとします。また、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則があります。
- (2) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。
- (3) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとします。
- (4) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受注者が協議のうえ実施するものとします。
- (5) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、委託業務の内容に変更が生じる場合は、三重県と受注者が協議のうえ、委託料を減額する場合があります。